

別紙1（第3条、第8条関係）

特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼職員の給料、諸手当支給要綱

特定非営利活動法人すまいるネット南魚沼職員給与規程に基づき、次のように定める。

平成 20 年 4 月 1 日
改正 平成 21 年 4 月 1 日
改正 平成 21 年 6 月 10 日
改正 平成 24 年 4 月 1 日
改正 平成 25 年 2 月 1 日
改正 平成 27 年 4 月 1 日
改正 平成 28 年 4 月 1 日
改正 平成 30 年 4 月 1 日
改正 令和 2 年 1 月 23 日
改正 令和 3 年 4 月 1 日
改正 令和 4 年 3 月 24 日
改正 令和 5 年 10 月 30 日
改正 令和 6 年 4 月 1 日
改正 令和 6 年 10 月 30 日
改正 令和 7 年 2 月 17 日
改正 令和 7 年 9 月 24 日

1 給料

（1）事務員

職 種	給料月額
一般事務員	176,850 円

（2）所長・所長代理

職 種	給料月額
所 長	191,800 円
所長代理	186,200 円

（3）補助員・準補助員

職 種	給料月額
補 助 員	131,000 円
準補助員	125,000 円

（4）臨時・パート職員

常勤職員 1 時間当たり 1,120 円 非常勤職員 1 時間当たり 1,050 円

2 時間外勤務手当

- (1) 所定の勤務時間を超えて勤務した職員には、時間外勤務手当を支給する。
- (2) 1日の勤務時間が8時間を超えた場合は、時間単価に1.25の割増率を乗じ支給する。

3 通勤手当

通勤に要する手当を次により支給する。

ア 届出の義務

- (1) 新たに職員たる要件を具備するに至った場合には、別記様式第5号の通勤届により、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更した場合

イ 支給額

通勤距離（片道）	月額
2キロ超 3キロまで	3,000 円
3キロ超 4キロまで	3,600 円
4キロ超 5キロまで	4,200 円
5キロ超 6キロまで	4,800 円
6キロ超 7キロまで	5,400 円
7キロ超 8キロまで	6,000 円
8キロ超 9キロまで	6,600 円
9キロ超 10キロまで	7,200 円
10キロ超 11キロまで	7,800 円
11キロ超 12キロまで	8,400 円
12キロ超 13キロまで	9,000 円
13キロ超 14キロまで	9,600 円
14キロ超 15キロまで	10,200 円
15キロ超 16キロまで	10,800 円
16キロ超 17キロまで	11,400 円
17キロ超 18キロまで	12,000 円
18キロ超 19キロまで	12,600 円
19キロ超 20キロまで	13,200 円
20キロ超 25キロまで	15,000 円

以下、5キロごとに1,800円を加算する。ただし
24,500円を上限とする

4 所長等手当

区分	手当月額
所 長 手 当	10,000 円
所長代理手当	3,000 円

5 専門員手当

区分	手当月額
放課後児童支援員	5,000 円

6 期末勤勉手当

- 1) 期末勤勉手当は、基準日(当該年度末)に在職する正規職員に対して支給する。
- 2) 期末勤勉手当の額は、給与額に 100 分の 150 を乗じて得た額に、基準日において次の各号に掲げる勤勉期間に応じ、次に定める割合を乗じて得た額とする。

- | | |
|-------------------|---------|
| ① 12 ケ月 | 100/100 |
| ② 11 ケ月以上 12 ケ月未満 | 90/ 100 |
| ③ 10 ケ月以上 11 ケ月未満 | 80/ 100 |
| ④ 7 ケ月以上 10 ケ月未満 | 70/ 100 |

- 3) 期末勤勉手当の支給は、3 月分の給与日に合わせ支給する。

※ 月の 15 日以上在籍した場合は 1 ケ月とみなす。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日より適用する。

ただし、1 の(1)(2)に掲げるものについては、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 2 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

1 5 の専門員手当については、新潟県が主催する認定資格講習等を修了した翌月から支給する。ただし、放課後児童支援員については平成 32 年 3 月 31 日までの間に新潟県放課後児童支援員認定資格研修を受講することを条件に、現所長及び所長代理に対し認定資格の有無にかかわらず平成 28 年 4 月 1 日から支給する。また平成 28 年 3 月末日現在指導員手当の支給を受けていた職員にあって、引き続き勤務する職員は、新潟県が開催する子育て支援員研修の受講有無にかかわらず子育て支援員手当を支給する。

2 この要綱は、公布の日より施行し、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、公布の日より施行し、平成 29 年 4 月 1 日に遡り適用する。

附 則

この要綱は、公布の日より施行し、平成 31 年 4 月 1 日に遡り適用する。

附 則

この要綱は、公布の日より施行し、令和 3 年 4 月 1 日より適用する

附 則

この要綱は、公布の日より施行し、令和 4 年 2 月 1 日に遡り適用する。ただし、「要綱 1 給与」に定める改定後の令和 4 年 2 月分及び 3 月分の給与については改定前の給与額で支給し、改定後と改定前の差額については、その額をまとめ 3 月分の給与支給日に合わせ臨時特例一時金として支給する。

附 則

この要綱は、公布の日より施行し、令和 5 年 10 月 1 日に遡り適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、公布の日より施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡り適用する。

ただし、非常勤職員は令和 6 年 10 月 1 日に遡り適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日より適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日より適用する。